

理事長選任細則

2011年5月19日制定

2013年5月22日改定

2015年5月27日改定

(目的)

第1条 この細則は、公益法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第29条2項に基づき、理事長の選任に関し必要な事項を定める。

(選出の方法)

第2条 社員総会での理事選任決議終了後に開催する理事会で次期理事長を選任するに際して、事前に理事候補者を被選挙人とする選挙（以下、「予備選挙」という。）を行う。

2 予備選挙は、当該理事長が就任する前年度に行う。

3 次期理事長を理事会で選任するにあたり、当該理事は事前に理事候補者会議を開催し、予備選挙の結果を確認した上で、投票により選出する。

(予備選挙の時期・方法)

第3条 予備選挙は、当該年度の理事候補者を選任後、郵送又は電磁的方法をもってすみやかに行う。

(予備選挙の選挙人)

第4条 予備選挙の選挙人は、翌年度の代議員就任予定者とし、被選挙人は当該年度の理事候補者のうち全国区理事とする。

(予備選挙の管理)

第5条 予備選挙の管理は、選挙管理委員会が行い、選挙管理委員会委員長は、予備選挙の結果をすべて、その時の事務局長及び理事長に報告しなければならない。

(予備選挙の公示)

第6条 その時の理事長は、予備選挙の結果を同選挙の選挙人に、総投票数及び氏名とその得票数を公示しなければならない。

(次期理事長の選出)

第7条 理事候補者は、予備選挙の結果が判明次第、すみやかに理事候補者会議を開催し、次期理事長を選出しなければならない。

2 理事候補者会議による会議の議長は、出席者の内、最年長者が就任する。

3 次期理事長の選出は理事候補者の投票による。

4 次期理事長の選出のための投票管理は、事務局長が行う。

5 次期理事長は、理事候補者の投票による1位の者（但し全国区理事）とし、事務局長はその結果を、その時の理事長に報告しなければならない。

6 投票数が同じ1位の者が複数ある場合は、その者を対象として再投票により決しなければならない。それでもなお同数の場合は、予備選挙の得票の多い者を次期理事長と決する。

(細則の変更)

第8条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(3)に従ってなす。

附 則

1. この細則は2011年5月19日から施行する。